

モニタリング・事業促進WGの検討状況について

1. 開催状況

・第1回 モニタリング・事業促進WG

日時 : 平成26年2月13日(木) 10:00~11:30

場所 : 中央合同庁舎第4号館4階共用443会議室

出席者 : 柳川委員(座長)、谷口委員、根本委員、宮本委員、
野城委員、江口専門委員、河端専門委員、財間専門委員、
野元オブザーバー

議題 : (1)モニタリング・事業促進に関する論点について
(2)今後の進め方について

・第2回 モニタリング・事業促進WG

日時 : 平成26年3月24日(月) 15:30~17:00

場所 : 中央合同庁舎第4号館4階共用443会議室

出席者 : 柳川委員(座長)、根本委員、河端専門委員、財間専門委員、
野元オブザーバー

議題 : (1)モニタリングに関する論点について
(2)事業促進に関する今後の取組について

2. モニタリングに関する主な論点と今後の検討課題について

(1) モニタリングの指標のあり方について、改善すべき点はなにか。

<モニタリングガイドラインに係る主な検討課題>

- ・ これまでのモニタリング指標に代えてKPIを用いることを選択可能とすることにより、「提供されるサービス水準の監視」というモニタリングの目的を達成することができるか。

- ・ ファシリティの維持管理のモニタリングについて、民間事業者の参入意欲向上のための簡易化など、より効率的な方策はあるか。

<主な意見>

- ・ 公共施設等を作る目的を明らかにするためにも、K P I の議論は必要。
- ・ 指定管理者制度におけるモニタリングの実績も参考とすべき。
- ・ 民間に委託する目的、民間の何に期待するのかということを議論すれば、本当にモニタリングすべきことが明らかになる。

(2) これまでのモニタリングは、サービス購入型事業において、要求水準未達の場合にサービス購入費の支払いを減額できるようなペナルティの付与を基本としてきたが、ペナルティの設定の仕方について、工夫すべき点、留意すべき点はあるか。

<モニタリングガイドラインに係る主な検討課題>

- ・ 要求水準やモニタリングの標準的なサンプルは手続き簡易化に資するが、どのような考えで、どのような事業を対象に作成すべきか。
- ・ 応募者の参加意欲低下やVFMの低下を避けるため、適正なペナルティ（サービス購入費の減額措置の規定）をどのように考えるべきか。

<主な意見>

- ・ 独立採算、サービス購入型といった類型により、モニタリング指標の簡易化のレベルは異なる。
- ・ 施設の維持のため必要な予防的な措置に対するモニタリングと、問題の発生に対して適切な事後的対応で済むことに対するモニタリングではモニタリングの種類が異なる。前者はノウハウにかかるため簡易化できないが、後者については思い切った簡易化が可能。

(3) 民間によるサービスレベルの更なる向上や創意工夫を引き出すようなインセンティブの付与についても検討すべきではないか。①従来型事業（サービス購入型）、②収益施設型事業、③独立採算型事業（運営権活用型）では、民間の創意工夫の向上とモニタリングの考え方が異なるので、分けて考える必要があるのではないか。

<モニタリングガイドラインに係る主な検討課題>

- ・ サービス水準向上のインセンティブについて具体的にどのようなインセンティブが考えられるか。
- ・ サービス購入型事業と併設される民間収益施設を一体の会計処理で扱うとした場合に、民間収益施設部分についてどのようなモニタリングを行うべきか。

<主な意見>

- ・ 何を民間にお願いするかということを経験すると、本当にモニタリングすべきことが段階ごとによって変わってくるのがわかる。
- ・ モニタリングと創意工夫とは、裏腹の関係になることがある。厳しく見ていくほど民間でやるメリットはどこにあるのか、民間からすれば引き受けるメリットはどこにあるのかということになる。

3. 事業促進について

(1) 事業促進に関する今後の取組について（案）

①民間の創意工夫の発揮に資する情報提供・体制整備

平成23年PFI法改正で民間提案制度を創設。平成25年6月には「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン」を改定し、公共の情報提供や体制整備、必要な書類や具体の検討プロセス、提案に含まれる知的財産の保護について規定を整備したところ。

更なる促進に向け、事業検討段階から民間の創意工夫を活かしてい

く観点から、以下のようにプロセスガイドラインを見直すとともに、民間提案の活用に向けた周知等を実施。

○ 公共施設等の管理者等の情報提供や体制整備

→ 福岡市におけるロングリスト・ショートリストの公表による情報提供、横浜市・神戸市における提案窓口の設置といった先進的な具体事例やその他の情報提供手法をガイドラインに位置付ける。

○ 民間提案に必要な書類

→ 民間提案に必要な書類、記載事項、提出様式等について標準的なひな型を作成し、ガイドラインに位置付ける。

○ 民間提案に対する公共施設等の管理者等の具体の検討プロセス

→ 地方公共団体がPFI導入のための指針等を策定する場合において、民間提案の具体の検討プロセス等を記載できるよう、指針等への記述内容の標準的なひな型を作成し、ガイドライン上に位置付ける。

②地域人材の育成、ネットワークの構築

地方公共団体におけるPPP/PFI促進のためには、地域活性化や地域雇用創出といった視点が必要かつ有効。地域の企業のPPP/PFIに関するノウハウ習得や事業参画に向けた競争力強化を図る観点から、以下のように必要な支援を検討。

○ 官民連携による地域プラットフォームの形成促進

→ 「福岡PPPプラットフォーム」のような地方公共団体や金融機関、地域の企業が参画する地域プラットフォームの形成を促進するため、必要な人材派遣、ノウハウの提供等の支援を検討する。

○ ネットワークの構築

→ 地域プラットフォーム間、地方公共団体間といったネットワークを構築し、互いに情報やノウハウを共有することができるよう、関係者の交流等が行えるような場の活用・提供について

検討する。また、内閣府が実施する専門家派遣制度について新たに地方公共団体のPFI実務経験者を派遣可能とするよう仕組みを検討する。

(2) 主な意見

①民間の創意工夫の発揮に資する情報提供・体制整備について

- ・ 公共施設等総合管理計画等の情報の活用ができるのではないか
- ・ 各地方公共団体の民間提案窓口の公表が必要ではないか
- ・ PPP／PFI担当部署における先進的取組事例の紹介
- ・ 民間提案に対するインセンティブや費用負担の明示が必要ではないか

②地域人材の育成、ネットワークの構築について

- ・ 専門家派遣制度の拡充（異分野の専門家によるチームの派遣）が有効ではないか
- ・ 地方公共団体における情報共有や啓発を実施する仕組みも考えていく必要があるのではないか